

平成27年10月13日

学校図書館市民開放要綱

古賀北中学校

1 目的

- 学校の図書館を市民に開放し、学校の図書館を地域に開かれたものにより、生涯学習に貢献する。
- 保護者や地域住民との連携を一層深める。

2 開館日等について

- (1) 開始日 10月13日(火)
- (2) 開館日 月～金 10:00～12:00
14:30～16:00
- (3) 閉館日
 - ①学校行事等の都合により利用不能の日
 - ②司書が出張などで不在の日
 - ③春期休業、冬季休業
 - ④蔵書点検(3月中旬)

3 利用に関して

- (1) 利用者は、事務室にて、図書館利用の旨を伝え、次の手続きを行う。
 - ①事務室(職員室)の職員へ本人確認できる資料等の提示 ※初回のみ
※初回利用時に、図書館利用案内を渡す。(図書館司書より)
 - ②利用者名簿(事務室内)に必要事項を記入(氏名 来校時刻)
 - ③来校者名札(「個人貸出カード」を兼ねる)の受取(事務室)
- (2) 利用者が来校した際には、事務室(職員室)の職員は必ず職員室・図書室に連絡する。
- (3) 管理者は、市民利用者が来校している場合、必ず定期的に図書館の巡回を行う。
- (4) 利用者は、事務室にて次の手続きを行った上で退校する。
 - ①利用者名簿への必要事項の記入(退校時刻等)
 - ②来校者名札の返却

4 貸し出し規定

- (1) 利用者は、原則として古賀市民とする。
- (2) 図書の貸し出し期間は1週間とし、1人2冊までとする。
- (3) 延滞者には、返却するまで貸し出しをしない。
 - 1週間以上延滞した場合には、管理者が返却督促の電話連絡を行う。
- (4) 図書等を紛失した場合は、必ず司書に申し出る。原則として、本人が同一図書等を現物で弁償する。(2ヶ月間未返却で紛失扱いとする)

5 貸出し・返却の仕方

(1) 貸出し

①貸出し希望図書をカウンターに持って行く。

②貸出カードを提示する。

(2) 返却

①返却図書をカウンターに持って行き司書に提示する。

②貸出カードを提示する。

※閉館時は、図書館入り口のブックポストに返却する。

6 図書館利用の心得

(1) あくまで学校の利用を優先するものであること。

(2) 返却日を必ず守り、無断で図書等を持ち出さないこと。

(3) 新聞の閲覧及び授業等で図書館が利用できない場合は、図書館前のブックコーナーを利用する。

(4) 利用した図書等は丁寧に取り扱い、元の場所に戻す。

(5) 利用した机・椅子、机上等は適切に片付けること。

(6) 他人の迷惑になる行為はしないこと。

(7) 利用に際しては、必ず職員の指示に従うこと。

(8) 図書館内での飲食はしないこと。水分補給は図書室前のブックコーナー(廊下)で行うこと。

(9) 貴重品、所持品の管理は、各自で行うこと。

(10) トイレの使用については、3階を基本として使用し、利用者が多いときは職員トイレも使用可とする。

(11) 乳幼児の世話は保護者が行い、危険な行為や迷惑な行為をしないようにすること。